

瀬戸市立休日急病診療所条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第22号

瀬戸市立休日急病診療所条例の施行期日を定める規則

瀬戸市立休日急病診療所条例（平成28年瀬戸市条例第29号）の施行期日は、平成29年8月1日とする。